

●申請期限 公正証書等の作成日の翌日から6カ月以内

●補助額 対象経費の全額（上限3万円）

※公正証書とは…

公正証書とは、離婚における協議内容を文書にしたものとなります。公正証書で取りきめした養育費が払われない場合は、債権者は、収入や財産の差し押さえなどの強制執行手続きをとることができません。口約束ではなく文書で取り決めるをしましょう。

●保証契約の締結（1人1回限り）

●対象者 本市に居住するひとり親で、次の要件を全て満たす人

- ◇児童扶養手当の支給を受けているか、または同様の所得水準にある
- ◇公正証書などを有している
- ◇養育費の対象となる児童（満20歳未満）を扶養している
- ◇保証会社などと令和5年4月1日以降に1年以上の養育費保証契約を締結している
- ◇他自治体も含め、過去に同様の補助金を交付されていない

●対象経費 保証会社などと養育費保証契約を締結する際に必要な経費のうち保証料（初回のものに限る。）として申請者が負担

する費用

●申請期限 保証契約の締結日の翌日から6カ月以内

●補助額 対象経費の全額（上限5万円）

ひとり親家庭等の支援に関する相談員を配置しています

生活・就業・子育てなどで困ったこと・不安なことがあったら、気軽に相談してください。

各制度の手続きなど、詳しくは問い合わせてください。

●申請と問い合わせ先

◇医療費助成について
国保年金課医療担当

☎(580)1847

◇その他の制度について

子育て支援課子育て支援担当

☎(580)1862

のびのび広場

子育て応援指導員（保育士）が、ふれあい遊びや絵本の読み聞かせなどを行います。

●対象者 1～2歳11カ月の子どもとその保護者

※0歳児のきょうだいも一緒に参加できます。

●期日 12月4日(水)・6日(金)・24日(火)・27日(金)

●時間 午前10時45分～11時45分（受付 午前10時半～）

※複数の参加はできません。

●内容 スタンプ遊び

●定員 各回12組（抽選）

●必要なもの ◇着替え◇タオル◇水筒

●申込方法 申込フォーム

※のびのび広場ホームページのリンクから申込フォームにアクセスしてください。

●申込期間 11月1日(金)～7日(木)

●会場と問い合わせ先

れいわ子ども情報センター 子育て応援フロア（すこやか交流プラザ3階）

☎(573)8219



市ホームページ